

○町田市子ども・子育て会議条例

平成25年10月11日

条例第36号

子ども生活部子ども総務課

改正 平成27年10月7日条例第42号

平成30年3月29日条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項

(平27条例42・一部改正)

(組織)

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表

- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 保健医療関係団体の代表
- (5) 経済関係団体の代表
- (6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が
適当と認める者

(平27条例42・平30条例13・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期
間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度
とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認める
ときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとす
る。

(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理す
る。

(会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、
会議を開くことができない。

- 3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。
- (町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て 会議	会長	日額 25,500円
	学識経験者	日額 21,700円
	その他委員	日額 10,000円

附 則（平成27年10月7日条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。
- (任期の特例)
- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平

成30年3月31日までとする。

附 則（平成30年3月29日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○町田市子ども・子育て会議運営規則

平成25年10月11日

規則第79号

子ども生活部子ども総務課

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員（当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。）に通知する。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

○町田市審議会等の会議の公開に関する条例

平成11年12月27日

条例第40号

総務部市政情報課

(目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市政に対する市民の参画を促進し、開かれた市政を実現することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、審議会等の長は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 個人に関する事項（事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令の規定により一般に公表され、又は何人でも閲覧することができると思われる事項

イ 当該個人が公開することに同意していると明らかに認められる事項

ウ 当該個人の公的地位又は立場に関連する事項であって、公開することが公益

上必要と認められるもの

エ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に関する事項であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 事業活動によって生じる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる事項

イ 違法又は不当な事業活動によって生じる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められる事項

ウ 事業活動によって生じる侵害から消費生活その他の市民生活を保護するため、公開することが公益上特に必要と認められる事項

(3) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における意思決定が未了の事項であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるもの

(4) 市又は国等の事務又は事業の運営に関する事項であって、公開することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの

(5) 公開することにより、人の生命、身体、自由又は財産の保護に著しい支障が生じると認められる事項

(6) 法令の規定により明らかに公開することができないとされている事項

(会議開催の事前公表)

第5条 実施機関は、審議会等の会議について、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限り

でない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題及び公開又は非公開の別
- (4) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めた事項
(会議の傍聴)

第6条 何人も、第4条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、会場の秩序維持に関し審議会等の長の指示に従わなくてはならない。

(会議資料の閲覧)

第7条 審議会等の会議が公開されるときは、当該会議に付する会議資料（町田市情報公開条例（平成元年3月町田市条例第4号）第5条第1項各号に該当する情報が記載されているものを除く。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第8条 審議会等は、公開と非公開とにかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

(運用状況の公表)

第9条 市長は、審議会等の会議の公開の運用状況について、毎年公表しなければならない。

(特別の定めのある場合の取扱い)

第10条 審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行し、同日以後に第5条の規定により公表する審議会等の会議から適用する。